

令和 8 年度徳島県介護支援専門員 実務研修受講試験案内

令和 8 年 6 月 1 5 日

試 験 日：令和 8 年 10 月 11 日 (日)

試験会場：四国大学 (徳島市応神町古川戎子野 123-1)
(四国大学への問合せはご遠慮ください。)

受付期間：令和 8 年 7 月 6 日 (月)～7 月 17 日 (金)

※申込みは、原則として「電子申請」です。

(徳島県収入証紙の廃止に伴い、令和 9 年度からは申請方法が
「電子申請 (オンライン決済)」に統一されます。)



県 HP 「介護保険についてのお知らせ」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>



県 HP 「令和 8 年度介護支援専門員実務研修受講試験 (ケアマネジャー)」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7309378/>

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課

メール：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp 電話：(088) 621-2213

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

目次

1	受験資格について	1
2	試験日時、会場、試験方法等	3
3	受験申込～当日までの流れ	4
(1)	電子申請による手続	5
(2)	郵送申請による手続	7
4	受験上の注意事項	9
5	合格発表及び試験結果の開示	9
6	介護支援専門員として業務に従事するまでの流れ	10
7	その他	10
別紙1	受験申込書	13
別紙2	実務経験証明書	20
別紙3	身体障がい者等受験特別措置申請書	25
別紙4	試験問題出題範囲	40
別紙5	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	49
	試験会場案内図	〔裏表紙〕

○ 介護支援専門員とは

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、その心身の状況等に応じた適切なサービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供等についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者

この試験は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2第1項の規定に基づき、徳島県が実施するものです。

1 受験資格について

(1)および(2)を満たす方に受験資格が認められます。

(1) 下記いずれかの期間が通算して5年以上、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の方。

(試験日前日までに満たしていること)

- ①保健・医療・福祉に関する法定資格保有者
- ②生活相談員
- ③支援相談員
- ④相談支援専門員
- ⑤主任相談支援員

※受験資格は、国家資格等の有無・従事業務内容等により異なります。必ず次ページを御確認ください。

(2) 勤務地、住所地に関する要件

ア 受験申込時点において、(1)の業務に従事している勤務地が徳島県内にある者

イ アに該当しない場合は、住所地が徳島県内にある者

【受験資格の確認】

現在、(1)のいずれかで業務に従事していますか

はい

いいえ

勤務している都道府県は「徳島県」ですか

過去、(1)のいずれかで業務に従事していましたか

はい

いいえ

はい

いいえ

A

B

A

C

A 業務従事期間が5年以上かどうか → [5年以上の場合] 受験資格があります。
[5年未満] 受験資格がありません。

B 勤務している都道府県が徳島県以外の場合、勤務している都道府県で受験資格があります。

C 現在に至るまで、①～⑤いずれかで業務に従事していない場合、受験資格がありません。

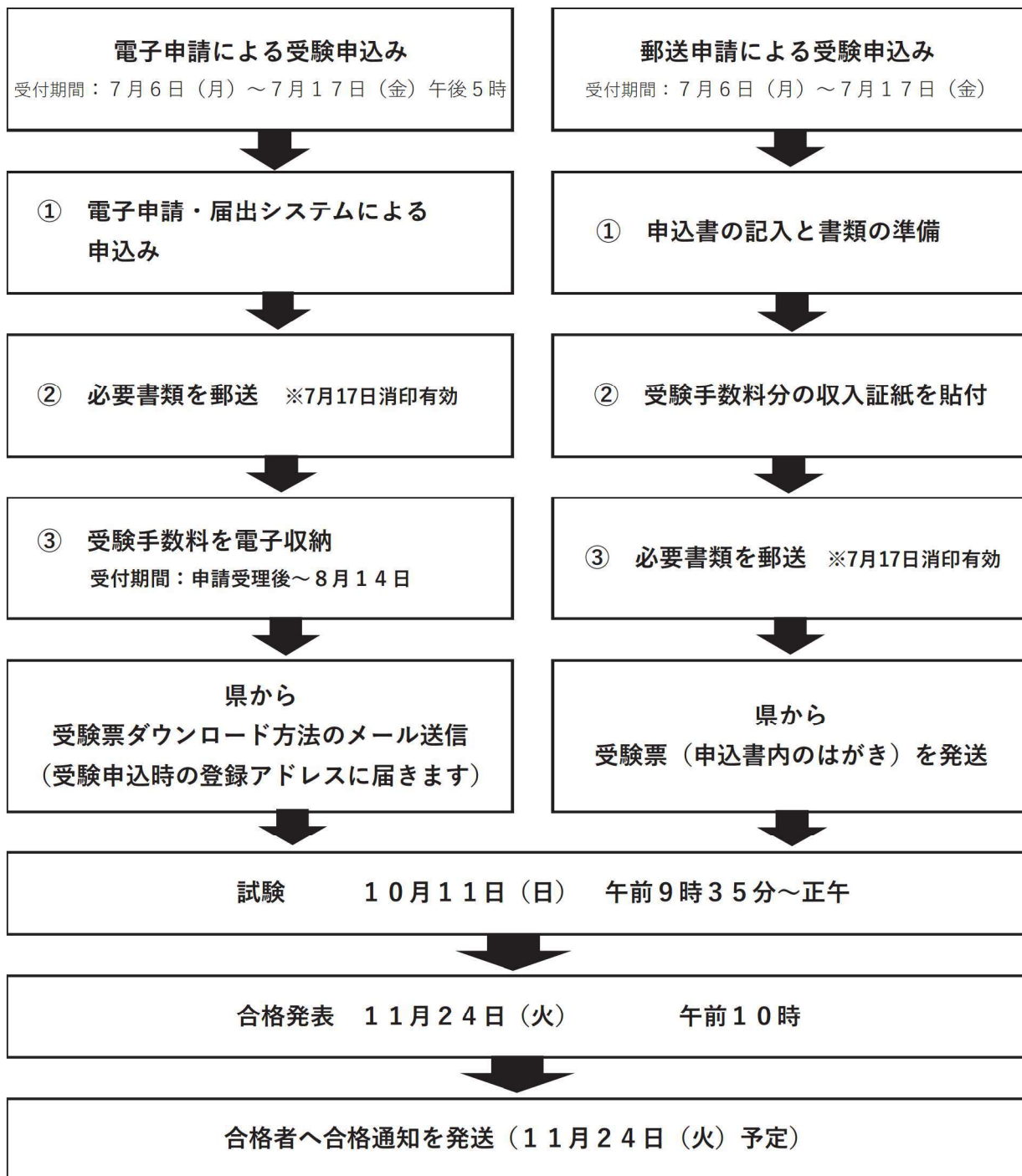
<p>①保健・医療・福祉に関する法定資格保有者</p>	<p>医師</p> <p>歯科医師</p> <p>薬剤師</p> <p>保健師</p> <p>助産師</p> <p>看護師</p> <p>准看護師</p> <p>理学療法士</p> <p>作業療法士</p> <p>社会福祉士</p> <p>介護福祉士</p> <p>視能訓練士</p> <p>義肢装具士</p> <p>歯科衛生士</p> <p>言語聴覚士</p> <p>あん摩マッサージ指圧師</p> <p>はり師</p> <p>きゅう師</p> <p>柔道整復師</p> <p>栄養士</p> <p>管理栄養士</p> <p>精神保健福祉士</p>	<p>【実務経験の期間】</p> <p>資格取得日を起算日として、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている業務の期間。</p> <p>※実務経験が認められるかどうかは、提出書類等をもって判断します。</p> <p>※当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、事務業務、営業業務等を主として行っているような期間は実務経験期間に含みません。</p>
<p>②生活相談員</p>	<p>下記のいずれかに勤務している必要があります。</p> <p>ア 特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅 ※介護予防特定施設入居者生活介護の場合、介護予防に関わる相談援助業務</p> <p>イ アの地域密着型</p> <p>ウ 特別養護老人ホーム</p> <p>エ ウの地域密着型</p>	<p>P24 参照 「相談援助業務に従事する者の範囲」を</p>
<p>③支援相談員</p>	<p>老人保健施設で勤務している必要があります。</p>	
<p>④相談支援専門員</p>	<p>指定特定相談支援所又は障がい児相談支援事業所で勤務している必要があります。</p>	
<p>⑤主任相談支援員</p>	<p>生活困窮者自立支援事業において、包括的かつ継続的な相談支援などを行っている必要があります。</p>	

2 試験日時、会場、試験方法等

区 分	内 容														
日 時	<p>令和8年10月11日（日）</p> <p>〔開 場〕 9時00分</p> <p>〔受験説明〕 9時35分～10時00分</p> <p>〔試 験〕 10時00分～12時00分(120分)※</p> <p>※ 身体障がい者等に対する受験特別措置の対象者は試験終了時刻(点字受験者180分、弱視等受験者156分)が異なります。</p>														
会 場	<p>四国大学（徳島市応神町古川戎子野123-1）</p> <p>※ 試験会場の詳細は、<u>受験票</u>で個別に連絡します。</p> <p>※ 試験会場は、事情により上記の他に追加する場合があります。</p> <p>※ 試験会場に受験者用の駐車場はありません。 公共交通機関や会場付近の有料駐車場を利用してください。</p> <p>※ 試験会場への自家用車での送迎は可能です。</p> <p>※ 送迎車を含め、周辺の商業施設には、駐車しないでください。店舗や利用者に迷惑をかけることになり、営業妨害などで罰金を請求される場合があります。また、送迎車による周辺道路上での待機は交通の妨げとなり危険ですので、ご遠慮ください。</p> <p>※ 試験会場敷地内(試験室を含む)は全て禁煙です。</p>														
試験方法等	<p>〔試験方法〕</p> <p>5肢複択方式による筆記試験</p> <p>〔出題数・試験時間〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>問題数</th> <th>試 験 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 介護支援分野 ・ 介護保険制度の基礎知識 ・ 要介護認定等の基礎知識 ・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等 </td> <td>25問</td> <td>120分</td> </tr> <tr> <td> 保健医療福祉サービス分野 ・ 保健医療サービスの知識等 ・ 福祉サービスの知識等 </td> <td>20問 15問</td> <td> ※点字受験者 (1.5倍) = 180分 ※弱視等受験者 (1.3倍) = 156分 </td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>60問</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔採点方法〕</p> <p>介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とします。</p>			区 分	問題数	試 験 時 間	介護支援分野 ・ 介護保険制度の基礎知識 ・ 要介護認定等の基礎知識 ・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分	保健医療福祉サービス分野 ・ 保健医療サービスの知識等 ・ 福祉サービスの知識等	20問 15問	※点字受験者 (1.5倍) = 180分 ※弱視等受験者 (1.3倍) = 156分	合 計	60問	
区 分	問題数	試 験 時 間													
介護支援分野 ・ 介護保険制度の基礎知識 ・ 要介護認定等の基礎知識 ・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分													
保健医療福祉サービス分野 ・ 保健医療サービスの知識等 ・ 福祉サービスの知識等	20問 15問	※点字受験者 (1.5倍) = 180分 ※弱視等受験者 (1.3倍) = 156分													
合 計	60問														

3 受験申込～当日までの流れ

次のどちらかの方法によりお申し込みください（詳細は P5～）。



※必要書類の確認や、電子申請時の準備物などは次のページからございます。
電子申請の方は P5、郵送申請の方は P7 を御確認ください。

(1) 電子申請による手続

○受験申込

※期間経過後の申込みは、受付できませんので十分ご注意ください。

申込期間：令和8年7月6日（月）～7月17日（金）午後5時 ※7月17日消印有効

申込方法：電子申請・届出システムでの申込＋書類郵送＋受験手数料支払

① 電子申請・届出システムによる申込

- 【手順】
- 〔1〕電子申請・届出システムの利用者登録
 - 〔2〕利用者登録後、手続き一覧から本試験の受験申込みをクリックし、必要事項を入力の上、申込み完了
 - 〔3〕システム上で「封筒ラベル」「チェックシート」が自動作成されますので、「PDFファイルを出力する」をクリックし、印刷



【注意】

- ・申込み完了後に交付される「整理番号」と「パスワード」は受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。
- ・迷惑メール対策等を行っている場合は、「pref.tokushima@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定にするとともに、URLの記載のある電子メールを受信可能な設定にしてください。

② 必要書類（下記及びP8参照）を受付期間内に簡易書留で郵送 ※7月17日（金）消印有効

昨年度申込みをされた方は下の枠内を、それ以外の方は下記を御確認ください。

○全員提出

「ア（ア）実務経験証明書」

○該当者のみ

法定資格に基づき実務経験従事期間を証明 → 「ア（イ）免許等の写し」
実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一 → 「ア（ウ）開業証明書等」
身体障がい者等に対する特別措置を希望 → 「イ身体障がい者等受験特別措置申請書等」

【昨年度申込みをされた方はこちら】

書類の郵送は不要です。ただし、下記に該当する方は郵送が必要です。

※昨年度申込時点から氏名が変わった場合は、「ア（オ）戸籍抄本の原本（交付後6ヶ月以内）」を提出してください。

※身体障がい者等に対する特別措置を希望する場合は「イ身体障がい者等受験特別措置申請書等」を御準備ください。

※後日、上記以外に書類の提出を求めることがあります。

【郵送先】

〒770-8570（住所不要）徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当

※必要な書類が分割して郵送された場合や、不備のある場合は受付できません。

③ 受験手数料の支払（オンライン決済）

申請時のメールアドレスへ、受験手数料支払手順に関するメールをお送りいたします。手順に従って、納付期間内にオンライン上で支払いをしてください。

納付期間：申請受理後～8月14日（金）※期日までの支払がなければ、申込は無効です。

支払方法：下記よりお選びいただけます。

クレジットカード、PayPay、d払い、au PAY（auかんたん決済）、Pay-easy（ペイジー）

○受験票の発送 ※9/18（金）までに届かない場合、当課(088-621-2213)にご連絡ください。

予定時期：令和8年9月上旬～9月18日（金）

申請時のメールアドレスへ、受験票ダウンロード手順に関するメールをお送りいたします。
受験票をダウンロードし、所定の顔写真を貼り、当日持参してください。

【所定の顔写真】申込み前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm、正面向き、脱帽、
上半身の本人と確認できるもの

(2) 郵送申請による手続

○受験申込 ※期間経過後の申込みは、受付できませんので十分ご注意ください。

申込期間：令和8年7月6日（月）～7月17日（金） ※7月17日消印有効
申込方法：書類郵送

昨年度申込みをされた方は下の枠内を、それ以外の方は下記及びP8を御確認ください。

○全員提出

「エ 受験手数料」を貼った「ウ 受験申込書」
「ア（ア）実務経験証明書」

○該当者のみ

法定資格に基づき実務経験従事期間を証明 → 「ア（イ）免許等の写し」
実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一 → 「ア（ウ）開業証明書等」
身体障がい者等に対する特別措置を希望 → 「イ身体障がい者等受験特別措置申請書等」

【昨年度申込みをされた方はこちら】

「エ 受験手数料」を貼った「ウ 受験申込書」

※昨年度申込時点から氏名が変わった場合は、「ア（オ）戸籍抄本の原本（交付後6ヶ月以内）」を添付してください。

※身体障がい者等に対する特別措置を希望する場合は「イ身体障がい者等受験特別措置申請書等」を御準備ください。

※後日、上記書類以外に書類の提出を求めることがあります。

【郵送先】 ※7月17日（金）消印有効

〒770-8570（住所不要）徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当

一括して入れ、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験申込」と朱書き、簡易書留により郵送してください。

必要な書類が分割して郵送された場合や、不備のある場合は受付できません。

○受験票の発送 ※9/18（金）までに届かない場合、当課（088-621-2213）にご連絡ください。

発送予定時期：令和7年9月上旬～9月18日（金）

所定の顔写真を貼り、当日持参してください。

【所定の顔写真】申込み前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm、正面向き、脱帽、上半身の本人と確認できるもの

受験申込みに必要な書類

必要書類	内 容
<p>ア 受験資格の 証明書類</p>	<p>(ア) 実務経験証明書 ※様式等の詳細はp21へ 見込証明となる場合は、令和8年10月30日(金)(必着)までに改めて実務経験証明書を郵送してください。(期日までの提出がなければ受験資格を満たさず無効)</p> <p>(イ) 法定資格に係る資格証・登録証の写し(以下、「免許等の写し」という。) 「1 受験資格について」(p1)の法定資格を有する者は、免許等の写し(裏面に取得年月日等の記載がある場合は、両面をコピーすること。)を御提出ください。 <u>合格証は証明書類として認めません。</u> 複数の法定資格を有する場合は、全ての免許等の写しを提出してください。</p> <p>(ウ) 開業証明書、認可書、届出書、業務委託契約書等 実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合、開業許可書、認可書、届出書業務委託契約書等、客観的に証明できる書類の写しを御提出ください。 なお、社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合、定期的(月次、年次)報告書や業務日誌の写しを御提出ください。</p> <p>(エ) 団体概要及び市区町村ボランティアセンター等への登録書類 ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については、当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体である場合は、その旨の書類を御提出ください。</p> <p>(オ) 戸籍抄本(原本・交付後6か月以内のもの) 受験資格の証明書類の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本の原本を御提出ください。</p>
<p>イ 身体障がい者等受験特別措置申請書等</p>	<p>(ア) 身体障がい者等受験特別措置申請書 ※様式等の詳細はp25へ 身体障がい者等に対する受験特別措置を希望する者は、身体障がい者等受験特別措置申請書に必要事項を記入しご提出ください。(作成の詳細はp35を参照)</p> <p>(イ) 診断・意見書等 ※様式等の詳細はp27へ 受験特別措置の種類に応じて、該当する診断・意見書をご提出ください。なお身体障がい者手帳の写しの提出により、診断・意見書に代えることができます。</p>
<p>ウ 受験申込書</p>	<p>受験申込書(Ⅰ)、(Ⅱ)及び受験票は切り離さずにご提出ください。 受験申込書(Ⅰ)、(Ⅱ)及び受験票の記載内容は、必ず統一してください。 (記載内容が一致していない場合は、受験申込書(Ⅰ)の記載内容により受付) 太線で囲まれた欄に黒又は青のボールペンをを用い、楷書で丁寧に記入してください。 受験票はそのまま返送しますので、必ず85円切手を貼るとともに、住所、氏名、郵便番号を正確に記入してください。</p>
<p>エ 受験手数料</p>	<p>9,700円分の徳島県収入証紙(注意:収入印紙ではありません。) 収入証紙は、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗、又は県庁内生協(地下売店)等の徳島県収入証紙売りさばき所で購入できます。 ・申込書による申請の方: <u>受験申込書(Ⅰ)の所定箇所</u>へ貼付 ・電子申請の方: 電子収納でお支払いいただくため、収入証紙は不要です。 【注意】消印や重ねて貼ること、セロハンテープ等でのテープ貼付は絶対にやめてください。</p>

4 受験上の注意事項

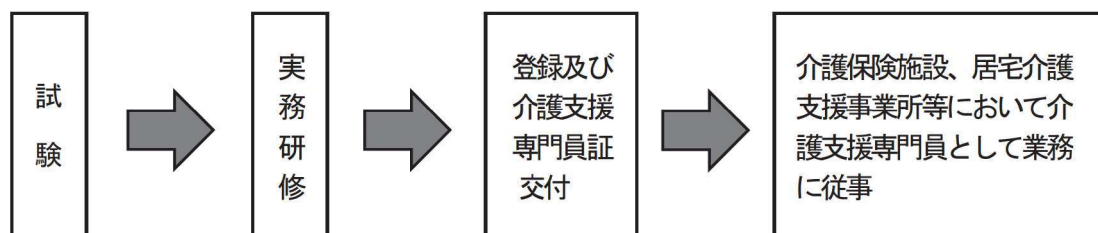
- (1) 試験当日は、必ず受験票に写真を貼って試験会場に持参してください。
- (2) 試験会場への入場は、当日の午前9時からです。試験室には、必ず午前9時35分までに入室してください。遅刻した場合に入室できるのは、試験開始後30分（午前10時30分）までです。
- (3) 解答は光学読取により採点しますので、B又はHBの鉛筆とよく消える消しゴムを持参してください。シャープペンでは読み取れない場合があるので、必ず鉛筆を使用してください。
- (4) 試験会場敷地内（試験室を含む）は全て禁煙です。
- (5) 試験開始後30分は、試験室から退室できません。
- (6) 試験会場に受験者用の駐車場はありません。
- (7) 当日は交通機関の混雑が予想されるため、余裕をもって試験会場へお越しください。
- (8) 試験に際して不正行為を行った者及び試験室内の秩序を乱す者については、退室を命じるとともに、採点を除外する場合があります。
- (9) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器は、身につけたり、机の上に置くことはできません。試験中は機器の電源を切り、鞆等にしまってください。
- (10) 試験監督員の指示事項は必ず守ってください。
- (11) 試験問題は試験終了後に持ち帰ることができますが、解答用紙は持ち帰ってはいけません。
- (12) 受験票は試験当日に回収しますので、各自受験番号は別に記録しておいてください。

5 合格発表及び試験結果の開示

合格発表	合格発表日 令和8年11月24日(火) 合格者のみ文書で通知します。電話等による結果問合せは一切応じません。 掲載予定場所：徳島県庁西側の掲示板及び県ホームページ
試験結果の開示	分野別得点についてのみ受験者本人に限り、口頭による開示の請求ができます。 ① 開示請求ができる期間 合格発表の日から1月間（令和8年12月24日（木）午後5時15分まで） ② 開示請求ができる場所 徳島県保健福祉部長寿いきがい課（県庁2階） ③ 開示請求の方法 運転免許証、旅券（パスポート）など本人確認のできる書類を持参（顔写真のない書類による場合は、複数の種類の書類の提示が必要） ※個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行細則（令和5年徳島県規則第13号）の規定に基づく ※本人確認の必要があるため、電話での開示請求はできません。

6 介護支援専門員として業務に従事するまでの流れ

試験合格後、合格通知をお送りいたします。介護支援専門員実務研修を修了し（実施主体：徳島県社会福祉協議会）、登録及び介護支援専門員証の交付が必要です。



注意 以下の事項に該当する者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、法第69条の2に定める登録を受けることができません。

- ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

7 その他

- (1) 受験申込の受理後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還、受験申込書及び証明書等の添付書類の返却はしません。
- (2) この試験について、会場への直接の問合せはしないでください。
- (3) 試験に関する変更がある場合は次の URL で公表します。随時ご確認ください。



県 HP「介護保険についてのお知らせ」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>

よくある質問

【試験地に関すること】

Q	香川県の派遣会社に栄養士として登録し、徳島県内の病院に派遣されています。受験地はどこですか。
A	受験資格に該当する業務を行っているのは徳島県であるため、受験地は徳島県です。

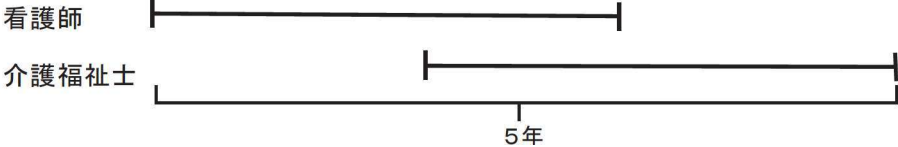
【受験要件に関すること】

Q	法定資格に基づいて勤務していますが、どの時点から算定したらよいですか。
A	<u>資格取得以降の、それぞれ資格に係る対人の直接的な援助を行っている期間を算定してください。</u> 例えば、資格取得が4月1日、就職して勤務を開始したのが5月1日、法定資格に基づく業務内容で勤務を開始したのが6月1日の場合、算定する起算点は、 <u>資格取得後かつ資格にかかる対人の直接的な援助に従事し始めた6月1日</u> です。 また、就職して勤務を開始したのが9月1日、資格取得が10月1日、法定資格に基づく業務内容で勤務を開始したのが11月1日の場合、算定する起算点は11月1日です。

Q	看護師として病院で3年勤務したあと、市の要介護認定の調査員として2年以上働いています。受験要件を満たしていますか。
A	要介護認定に係る認定調査員の仕事は、看護師資格に基づく要援護者に対する直接的な対人援助業務といえません。そのため、看護師として病院で勤務された期間は実務経験として算定されますが、認定調査員として勤務された期間は実務経験として算定されません。

Q	特別養護老人ホームに勤務しており、栄養士として調理業務に従事しています。実務経験として認められますか。
A	栄養士は、栄養の指導に従事する者(栄養士法第1条)とされています。献立作成やメニュー開発、調理、食品衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、実務経験として認められませんが、利用者への栄養指導などを行っている場合は、実務経験として認められます。

Q	業務従事日数は、8時間勤務でないと1日として計算されないのですか。
A	非常勤等、1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとみなして計算します(半日程度を目安とする)。また、日付をまたぐ夜勤等の勤務日数については、各事業所の出勤記録を基準としてください。

Q	同時期に A 事業所で看護師、B 事業所で介護福祉士として勤務していましたが、それぞれ従事期間として認められますか。
A	<p>同時期に複数の資格での業務が重なっている場合、それぞれの期間を合算することはできませんが、重ならない別個の期間を合わせて 5 年間あれば資格取得が認められます。</p>  <p>看護師</p> <p>介護福祉士</p> <p>5年</p>

【提出書類に関すること】

Q	同一法人内で複数の施設に勤務実績があります。この場合、実務経験証明書はどうしたらよいですか。
A	施設ごとに実務経験証明書をご提出ください。

Q	一昨年度受験をし、昨年度は受験せず、今年度また受験しようと考えています。書類は全て必要ですか。
A	必要です。一昨年度以前に申し込みをされていても、昨年度申し込みをされていない場合は、実務経験証明書及び免許等の写しの提出が必要です。

Q	事業所が廃止されました。証明が難しいのですが、どうしたらよいですか。
A	<p>下記のような書類のご提出をお願いいたします。個人の状況によって異なりますので、県長寿いきがい課(TEL:088-621-2213)までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事期間の確認書類・・・雇用保険や年金の記録に関する書類、給与明細、出勤表など ・従事日数の確認書類・・・給与明細、出勤表など ・業務内容の確認書類・・・雇用契約書、労働条件書、給与明細など

【試験合格後に関すること】

Q	今年度、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した場合、今年度の実務研修を受けなくてもはいけませんか。
A	合格年度に実務研修を受講しなければならないわけではないため、ご都合に合わせて受講をご検討ください。

(4) 現在勤務している事業所区分

次の表の中から該当する事業所区分及びコードを選び記入する。(介護予防サービスも含む。)

事業所区分	コード	事業所区分	コード	事業所区分	コード
特別養護老人ホーム	01	訪問介護	07	認知症対応型共同生活介護	13
老人保健施設	02	訪問リハビリテーション	08	福祉用具の貸与、販売サービス、住宅改修	14
療養病床	03	訪問看護	09	市町村保健福祉行政担当 (地域包括支援センター含む)	15
病院・診療所(コード03を除く)	04	その他訪問サービス	10	介護医療院	16
ケアハウス等軽費老人ホーム	05	通所リハビリ(デイケア)	11	その他(養護老人ホーム・単独型短期入所含む)	17
在宅介護支援センター	06	通所介護(デイサービス)	12	勤務なし	99

(5) 運営主体 次の表の中から該当する運営主体及びコードを選び記入する。

運営主体	コード	運営主体	コード	運営主体	コード	運営主体	コード
県	01	市町村社協	03	医療法人	05	勤務なし	99
市町村	02	社会福祉法人 <small>〔市町村社協を除く〕</small>	04	その他	06		

(6) 現在有する国家資格・免許(1)～(3)

次の表の中から該当する免許・資格及びコードを選び記入(最大3つまで)する。

受験資格	コード	受験資格	コード	受験資格	コード	受験資格	コード
医師	01	准看護師	07	義肢装具士	13	柔道整復師	19
歯科医師	02	理学療法士	08	歯科衛生士	14	栄養士 <small>(管理栄養士含む)</small>	20
薬剤師	03	作業療法士	09	言語聴覚士	15	精神保健福祉士	21
保健師	04	社会福祉士	10	あん摩マッサージ指圧師	16		
助産師	05	介護福祉士	11	はり師	17		
看護師	06	視能訓練士	12	きゆう師	18		

(7) 障がいの有無及び配慮の希望

次の表の中から該当するコードを選び記入する。

障がいの有無	コード
有	1
無	2

配慮の希望	コード
有	1
無	2

3) 受験票について

- (1) 受験票には、必ず 85 円切手を貼る。切手が複数枚になる場合は、切手と切手が重ならないように貼ること。
- (2) はがき宛名面には、郵便番号、住所及び氏名を必ず記入する。
- (3) 受験票面は、氏名欄のみ記入し、受験番号欄及び会場欄には何も記入しない。
- (4) 申込みの際は写真貼付は不要。申込み後に県から郵送された受験票に写真(申込み前 6 か月以内に撮影した縦 4.5 cm、横 3.5 cm、正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できるもの)を貼付する。

実務経験証明書

番 年 月 日
号 日

徳島県知事殿

所在地
施設名又は事業所名
代表者氏名
電話番号

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日： 年 月 日)
受験者住所	〒 ー
施設又は事業所名	
業務従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日(年月)
うち業務に従事した日数	日
業務内容	

- (注) 1 業務従事期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入すること。法定資格に基づく業務の場合は、従事開始年月日を法定資格の登録日以降とすること。
- 2 業務内容欄は、実務経験被証明者の本来業務について、具体的に医師、看護師、〇〇施設生活指導員、〇〇事業所介護職員等と記入すること。さらに、具体的に施設種別等(特別養護老人ホーム、身体障がい者療護施設、老人デイサービス事業、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇等)を記入すること。
- 3 法令等に基づく免許、登録、研修修了証の発行を受けている者については、当該免許等の写しを添付すること。
- 4 その他、本試験案内に基づく書類を添付すること。
- 5 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められているので留意すること。
- 6 見込証明となる場合は、表題の右に「見込」と朱書きすること。

実務経験証明書の記入要領

実務経験証明書は、施設又は事業所の長(代表者)等の証明権限を有する者から発行されたものを必ず提出してください。

勤務先の変更等により1か所で受験資格を満たさない場合は、それ以外の勤務先が受験資格に該当する施設及び職種であって、通算で受験資格を満たせば受験申込みができます。現在、職に就いていない場合であっても、過去に勤務実績があれば同様です。

なお、数か所の実務経験の通算で受験資格を満たす場合は、それぞれの勤務先ごとの証明書が必要です。

また、施設、事業所等の廃業及び統廃合等によって、実務経験証明書の発行が困難な場合は、給与明細書、雇用契約書等により、実務経験を確認します。

- (1) 実務経験証明書の様式は、県 HP「令和8年度介護支援専門員実務研修受講試験(ケアマネジャー)」に掲載している電子ファイルをダウンロードするか、別紙2(p20)をコピーして使用してください。
- (2) 番号欄の記入は任意です。
- (3) 証明書の発行日は必ず記入してください。
- (4) 代表者氏名には代表者の職名及び氏名を記入し、使用する印は「職印(長の印)」を使用してください。原則として個人の印は認めません。
- (5) 「氏名」欄は、受験申込者の氏名を記入してください。
- (6) 「生年月日」欄は、年号及び生年月日を記入してください。
- (7) 「住所」欄は、受験申込者の現住所及び郵便番号を記入してください。
- (8) 「施設名又は事業所名」欄は、受験申込者の所属施設名等を記入してください。
- (9) 「業務従事期間」欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入してください。法定資格に基づく業務の場合は、従事開始年月日を法定資格の登録日以降としてください。
- (10) 「うち業務に従事した日数」欄には、業務期間内において実際に業務に従事した具体的な日数(休日、病気、休職等で業務に従事しなかった日を除いた日数)を記入してください。1日の勤務時間が短い者の場合についても、1日勤務したものとみなします。
- (11) 「業務従事期間」欄及び「うち業務に従事した日数」欄については、原則として証明書発行日までの期間について証明してください。
ただし、実務経験被証明者が、発行日時点では受験資格を満たしておらず、試験日前日までに満たすことができる場合は、試験日前日(令和8年10月10日)までの業務従事期間(日数)について、見込証明をしてください。
見込証明となる場合は、表題の右に必ず「見込」と朱書きしてください。
- (12) 「業務内容」欄は、具体的に医師、看護師、〇〇施設生活指導員、〇〇事業所介護職員等と記入してください。
- (13) 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください(修正液等による訂正は認めません)。
- (14) 試験案内に定められた必要書類を添付してください。

実務経験の算定について

医師免許取得 ● _____ 医業 →試験	5年	○
薬剤師免許取得 ● _____ 薬剤師法に基づく薬剤師業務 →試験	5年	○
薬剤師免許取得 ● _____ 製薬会社での研究部門業務のみ →試験	5年	×
介護福祉士登録 ● _____ 特養生活指導員 →試験	5年	○
介護職員初任者研修（ヘルパー研修2級） _____ 訪問介護員（ホームヘルパー） →試験	10年	×
保健師 ● _____ 対人援助に従事せず専ら事務業務 →試験	5年	×
保健師 ● _____ 保健指導 →試験	5年	○
特養等の施設で介護業務 _____ ● _____ （9年・無資格） 介護福祉士登録 9年（1年） →試験	10年	×
医療機関MSW _____ ● _____ （4年・無資格） 看護師免許取得 （1年） →試験	5年	×
看護師免許取得 ● _____ _____ 看護業務（4年） 医療機関MSW（1年） →試験	5年	×

「相談援助業務に従事する者」の範囲

P2「②生活相談員」「③支援相談員」「④相談支援専門員」「⑤主任相談支援員」の範囲は次のとおりです。

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
- (2) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員
- (3) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
- (4) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員
- (6) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員
- (9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する主任相談支援員

診断・意見書(聴覚障がい関係)

氏名：	昭和・平成	年	月	日生	男・女・回答しない		
住所：							
診断名							
現 症	(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)	<table border="1"> <tr> <td>右</td> </tr> <tr> <td>左</td> </tr> </table>				右	左
	右						
	左						
(2) 障がいの種類	<table border="1"> <tr> <td>伝音性難聴</td> </tr> <tr> <td>感音性難聴</td> </tr> <tr> <td>混合性難聴</td> </tr> </table>				伝音性難聴	感音性難聴	混合性難聴
伝音性難聴							
感音性難聴							
混合性難聴							
(3) 聴力以外の障がい・その他参考となる経過・現症							
上記のとおり診断する。							
令和 年 月 日							
病院又は診療所の名称							
所在地							
診療担当科目 科 医師氏名							

お願い：この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的に記入してください。

「身体障がい者等受験特別措置申請書」作成上の注意

- (1) この申請書は、本人又は記入代理者(受験者と相談の上)が、記入してください。
- (2) 「(4) 各欄の記入方法」を参照し、黒又は青のボールペンを使用し、正確に記入してください。
- (3) 誤って記入した場合は、その部分を二重線で消し、訂正してください。
- (4) 各欄の記入方法

区 分	記 入 方 法 等
「整理番号」欄	この欄は、記入しないでください。
「性別」欄	○で囲んでください。
「身体障がいの程度」欄	<p>該当する事項について、「該当する」の文字を1つだけ○で囲んでください。</p> <p>身体障がい者手帳の交付を受けている者は、交付番号及び交付年月日等についても記入してください。</p> <p>下の欄には、症状及び日常生活での状況等を詳しく記入してください。</p> <p>(例) 「下肢障がいのため車いすを使用している。」 「洋式トイレを介助なしで使用できる。」</p>
「受験に際して希望する措置」欄	<p>該当する希望事項の「希望する」の文字をすべて○で囲んでください。</p> <p>該当する希望事項がない場合には、「その他」欄にどのような措置を希望するか詳しく記入してください。</p>
「受験者の現住所・連絡電話番号」欄	<p>緊急の連絡の場合に必要となりますので、必ず記入してください。</p> <p>アパート等の場合は、名称、室名又は○○様方まで正確に記入してください。</p> <p>(注) 現住所・連絡電話番号に変更があった場合は、徳島県保健福祉部長寿いきがい課まで連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 088-621-2213 ・ メール choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp
「記入者名」欄	本人又は記入代理者が署名してください。

身体障がい者等に対する受験の特別措置

希望により【表1】～【表5】に掲げる特別の措置を行います。

【表1】視覚障がい

特別措置の対象となる者		特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
		必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
日常生活で点字を使用している者(注1)		点字による解答(注2)	1.5倍	別室	点字問題冊子 点字用解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・録音テープ等試験問題(CD(コンパクトディスク))の併用(注4) ・試験会場への乗用車での入構
上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者		文字による解答(注3)	1.3倍	別室	文字解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大文字問題冊子の配布(注5)
上記以外の視覚障がい	比較的重度のもの	文字による解答(注3)	一般受験者と同じ	別室	文字解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の準備
	上記以外のもの	なし (一般受験者と同じ)				

注 1 出題形式は、点字による出題とします。

なお、特別に措置する事項の他、点字器等の持参使用、試験室までの付き添い者の同伴が認められます。

2 解答方法について、この方法によりがたい場合には、その他の適切な方法によることができます。

3 「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です。

4 「録音テープ等試験問題」は点字使用又は強度の弱視である場合に配布するもので、CD(コンパクトディスク)を用意します。なお、この場合、受験者は音楽CD再生機又は視覚障がい者用CD読書機を持ち込むものとします。

5 「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の1.6倍(面積倍率2.7倍)の大きさの冊子です。

【表2】聴覚障がい

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上のもの			なし (一般受験者と同じ)		<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の付与(注1) ・注意事項等の文書による伝達(注2) ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
上記以外の聴覚障がい			なし (一般受験者と同じ)		<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項等の文書による伝達(注2) ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

注 1 「手話通訳者」とは、手話通訳士等で試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

2 「注意事項等の文書による伝達」とは、試験室で監督員が口頭で指示することをその都度文書にして配布するものです。

【表3】肢体不自由

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 両上肢の機能障がいがある者	チェックによる解答(注1)	1.3倍	別室	チェック解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者の付与(注2) ・試験室を1階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・特製机の持参使用又は試験側での準備 ・車いすの持参使用 ・つえの持参使用 ・試験室までの付き添い者の同伴 ・試験会場への乗用車での入構
下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者	なし (一般受験者と同じ)				
上記以外の肢体不自由 比較的重度のもの	チェックによる解答(注1)	1.3倍	別室	チェック解答用紙	
上記以外のもの	なし (一般受験者と同じ)				

注 1 「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えてチェック解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です。

2 「介助者」とは、試験室において受験者の介助を行う者です。

【表4】その他病弱者等

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	なし (一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> ・別室の設定 ・試験室を1階に設定 ・つえの持参使用 ・試験室までの付き添い者の同伴 ・試験会場への乗用車での入構

【表5】障がい等を併せもつ者

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)
障がい等を併せもつ者	障がい又は病弱等の種類・程度に応じ、【表1】～【表4】のそれぞれの該当の欄に記載の事項

【特別措置申請の方法】

身体障がい者等に対する受験特別措置を希望する者は、次の書類を提出してください。

- (1) 身体障がい者等受験特別措置申請書(様式：p25)
- (2) 診断・意見書(様式：p27～33)

受験特別措置による種類	提出する書類 ※
視覚障がい点字による解答を希望する者	「診断・意見書」(p27)又は「身体障がい者手帳の写し」
聴覚障がい受験特別措置を希望する者	「診断・意見書」(p29)又は「身体障がい者手帳の写し」
強度の弱視者及び重度の肢体不自由で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者	「診断・意見書」(p27又はp31)又は「身体障がい者手帳の写し」
身体に障がい等のある者で上記以外の受験特別措置を希望する者	「診断・意見書」(視覚障がいはp27、肢体不自由はp31、病弱者はp33)又は「身体障がい者手帳の写し」

※ 特別措置の対象となる者に該当することが次ページの表により身体障がい者手帳により確認できる場合にあつては、当該手帳の写しの提出をもって、診断・意見書に代えることができます。

	特別措置の対象となる者		身体障がい者手帳の記載事項により確認できる範囲	
			障がい名	級別
視覚障がい	日常生活で点字を使用している者		視覚障がい	1～6級
	上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者		視覚障がい	1～4級
	上記以外の視覚障がい	比較的重度の者	視覚障がい	5、6級
		上記以外の者	—	—
聴覚障がい	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者		聴覚障がい	2級
	上記以外の聴覚障がい		聴覚障がい	3、4、6級
肢体不自由	体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者		体幹機能障がい	1級
	両上肢の機能障がい著しい者		上肢機能障がい	1級
	下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者		下肢機能障がい	1級
	上記以外の肢体不自由	比較的重度の者	脳原性運動機能障がい (移動機能障がいを除く。)	1、2級
上記以外の者		—	—	

3) 受講特別措置の決定通知

決定した特別措置は、「身体障がい者等受験特別措置決定通知書」により、受験特別措置を希望した者に通知します。この通知書は受験票と同じく試験当日試験会場に必ず持参してください。

別紙 4

試験問題出題範囲

介護保険法 別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
一 この法律 その他関係 法令に関する 科目	1 基本視点	1 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題	
			2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合	
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重	
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ	
		2 介護保険と介護支援サービス	-	-	
	2 介護保険 制度論	1 介護保険制度論	1 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力及び義務
				2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者及び年金保険者の事務 8 審議会
				3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
				4 保険給付の手續・種類・内容	1 要介護認定及び要支援認定 2 要介護認定等の手續 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限
				5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目			
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画			
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金及び介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務			
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業			
			9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成			
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター			
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務			
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係			
			13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等			
			14 検討規定(附則)	—			
			二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3 ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
						2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点
						3 介護支援専門員の基本姿勢	—
						4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施-総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発
						5 ケアマネジメントの記録	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		2 介護支援サービス方法論	1 在宅介護支援サービスの開始過程	—
			2 在宅サービス計画作成のための課題分析	—
			3 在宅サービス計画作成指針	—
			4 モニタリング及び在宅サービス計画での再課題分析	—
		3 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	—
			2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—
			3 介護予防サービス計画作成指針	—
			4 モニタリング及び介護予防サービス計画での再課題分析	—
		4 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	—
			2 施設サービス計画作成のための課題分析	—
			3 施設サービス計画作成指針	—
			4 モニタリング及び施設サービス計画での再課題分析	—
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4 高齢者支援展開論（高齢者介護総論）	1 総論 I 医学編	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病及び障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2 高齢者に起こりやすい疾病及び障害の特徴 3 高齢者に多く見られる各種の疾患
			2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン 2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
			3 検査の意義及びその結果の把握、患者指導	1 検査値の変動について 2 検査各論
			4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄及び失禁の介護 4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア
			5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実際（訓練と援助の実際）
			6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス
			7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護
			8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解
			9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換
			10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
			11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理	
			12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護	
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法（H O T） 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻造設術（P E G） 7 ペースメーカー	
			14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変	
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）	
		2 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インターワーク技術 4 隠されたニーズの発見	
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント（介護支援サービス）	—	
			3 ソーシャルワーク（社会福祉専門援助技術）の概要	1 個別援助技術（ソーシャルケースワーク） 2 集団援助技術（ソーシャルグループワーク） 3 地域援助技術（コミュニティワーク）	
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ	
		3 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性及び各職種の役割	—	
			2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQ O L	
			3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア	
		5 高齢者支援展開論（居宅サービス事業各論）	1 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的	—
				2 訪問介護サービス利用者の特性	—
				3 訪問介護の内容・特徴	—
	4 介護支援サービスと訪問介護			—	
	2 訪問入浴介護方法論		1 訪問入浴介護の意義・目的	—	
			2 訪問入浴介護利用者の特性	—	
			3 訪問入浴介護の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—	
	3 訪問看護方法論		1 訪問看護の意義・目的	—	
		2 訪問看護サービス利用者の特性	—		
		3 訪問看護の内容・特徴	—		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			4 介護支援サービスと訪問看護	—
		4 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—
		5 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
			2 医学的管理サービス利用者の特性	—
			3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—
			4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
			5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
			6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
			7 薬剤管理指導の意義・目的	—
			8 薬剤管理指導利用者の特性	—
			9 介護支援サービスと薬剤管理指導	—
		6 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的	—
			2 通所介護サービス利用者の特性	—
			3 通所介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと通所介護	—
		7 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—
		8 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—
		9 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—
		10 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
			3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—	
			11 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	—
				2 福祉用具利用者の特性及び福祉用具の機能、使用法	—
				3 福祉用具の内容・特徴	—
				4 介護支援サービスと福祉用具	—
				5 住宅改修の意義・目的	—
				6 住宅改修利用者の特性及び住宅改修の機能、使用法	—
				7 住宅改修の内容・特徴	—
				8 介護支援サービスと住宅改修	—
		6 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
	2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性			—	
	3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴			—	
	2 夜間対応型訪問介護方法論		1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—	
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—	
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—	
	3 地域密着型通所介護方法論		1 地域密着型通所介護の意義・目的	—	
			2 地域密着型通所介護の利用者の特性	—	
			3 地域密着型通所介護の内容・特徴	—	
	4 認知症対応型通所介護方法論		1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—	
			2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—	
			3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—	
	5 小規模多機能型居宅介護方法論		1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—	
			2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—	
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—	
	6 認知症対応型共同生活介護方法論		1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—	
			2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—	
			3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—	
	7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論		1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—	
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—	
			3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—	
	8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論		1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目		
			2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—		
			3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—		
			9 複合型サービス方法論	1 複合型サービスの意義・目的	—	
				2 複合型サービスの利用者の特性	—	
				3 複合型サービスの内容・特徴	—	
		7 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1 介護予防訪問入浴介護方法論		1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—
					2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—
					3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—
	2 介護予防訪問看護方法論			1 介護予防訪問看護の意義・目的	—	
				2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—	
				3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—	
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—	
	3 介護予防訪問リハビリテーション方法論			1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—	
				2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—	
				3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—	
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—	
	4 介護予防居宅療養管理指導方法論			1 医学的管理サービスの意義・目的	—	
				2 医学的管理サービス利用者の特性	—	
				3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—	
				4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—	
				5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—	
				6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—	
				7 薬剤管理指導の意義・目的	—	
				8 薬剤管理指導利用者の特性	—	
				9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—	
	5 介護予防通所リハビリテーション方法論			1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—	
				2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—	
				3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
		6 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
		7 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
		8 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—
		9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—
			2 介護予防福祉用具利用者の特性及び介護予防福祉用具の機能、使用法	—
			3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—
			5 介護予防住宅改修の意義・目的	—
			6 介護予防住宅改修利用者の特性及び介護予防住宅改修の機能、使用法	—
			7 介護予防住宅改修の内容・特徴	—
			8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—
	8 高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス事業各論）	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
			3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
	9 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—
		2 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	—
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—
		3 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	—
			2 介護医療院サービス利用者の特性	—
			3 介護医療院の内容・特徴	—
	10 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)	1 公的サービス及びその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—
			2 社会資源間での機能や役割の相違	—
			3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11 要介護・要支援認定特論	1 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	—
			2 認定調査	—
			3 主治医意見書	—
			4 一次判定の概略	
			5 介護認定審査会における二次判定の概略	
		2 一次判定の仕組み	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	
		3 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的な方法	
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	
			3 二次判定のポイント	

(注) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

別紙5 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）

第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- 二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

（介護支援専門員実務研修受講試験）

第百十三条の三 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「実務研修受講試験」という。）は、介護支援専門員の業務に関し、次に掲げる基礎的知識及び技術を有することを確認することを目的として行われるものとする。

- 一 介護保険制度に関する基礎的知識
- 二 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- 三 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- 四 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

（介護支援専門員実務研修）

第百十三条の四 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者について、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものとする。

- 2 介護支援専門員実務研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。
- 3 介護支援専門員実務研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（登録を受けることができる都道府県）

第百十三条の五 二以上の都道府県において介護支援専門員実務研修を修了した者は、当該研修を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

（法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者）

第百十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（介護支援専門員資格登録簿に登載する事項）

第百十三条の六 法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 介護支援専門員実務研修の修了年月日

二 別に厚生労働大臣が定める事項

(登録の申請)

第百十三条の七 法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

2 法第六十九条の二第一項の規定による登録は、前条各号に掲げる事項を当該登録に係る都道府県知事の使用に係る電子計算機と接続された介護支援専門員の名簿の管理に関する統一的な支援のための情報処理システムを通じて送信し、当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

(登録の通知等)

第百十三条の八 都道府県知事は、法第六十九条の二第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の各号に掲げる事項を当該登録に係る者に通知しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 登録番号
- 五 登録年月日

2 都道府県知事は、法第六十九条の二第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

- 一 法第六十九条の二第一項の実務の経験を有する者以外の者
- 二 法第六十九条の二第一項各号のいずれかに該当する者
- 三 他の都道府県知事の登録を現に受けている者

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設)

第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- 二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定地域密着型サービス事業者
- 三 基準該当居宅介護支援事業者
- 四 介護保険施設
- 五 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- 六 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- 七 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者
- 八 地域包括支援センター

(介護支援専門員の登録の移転の申請)

第百十三条の十 法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二 登録番号
- 三 登録をしている都道府県知事

(登録の移転の通知)

第百十三条の十一 都道府県知事は、法第六十九条の三の規定による登録の移転をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の移転の申請をした者及び当該登録をしていた都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の変更の届出事項)

第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所及び個人番号とする。

(死亡等の届出)

第百十三条の十三 法第六十九条の五の規定による届出をしようとする者は、届書にその届出に係る法第六十九条の二第一項の登録を受けている者が法第六十九条の五各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(登録の消除)

第百十三条の十四 都道府県知事は、法第六十九条の六の規定により登録を消除したときは、その理由を示して、その登録の消除に係る者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。

(監督処分の記事)

第百十三条の十五 都道府県知事は、法第六十九条の三十八第二項の規定による指示若しくは命令又は同条第三項の規定による禁止の処分をしたときは、その内容、指示若しくは命令した年月日及び業務禁止の場合はその業務禁止期間を法第六十九条の二第二項の介護支援専門員資格登録簿（以下「介護支援専門員資格登録簿」という。）に記載するものとする。

(法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修)

第百十三条の十六 法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「再研修」という。）は、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得を図り、介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。

- 2 再研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。
- 3 再研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定める期間)

第百十三条の十七 法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(更新研修)

第百十三条の十八 法第六十九条の八第二項本文に規定する更新研修（以下「更新研修」という。）は、介護支援専門員として、必要な専門的知識及び技術を維持し、介護支援専門員としての知識及び技術の確認並びに資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。

- 2 更新研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に関するものをその主たる内容とし、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。
- 3 更新研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(法第六十九条の八第二項ただし書の規定により指定する研修の課程)

第百十三条の十九 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当するものでなければ法第六十九条の八第二項ただし書の研修として指定してはならない。

- 一 当該研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県知事が認める者が実施するものであること。
- 二 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

(介護支援専門員証の交付の申請)

第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
 - 二 登録番号
 - 三 法第六十九条の二第一項の登録を受けた日から五年を経過しているか否かの別
- 2 介護支援専門員証の交付を申請しようとする者（法第六十九条の二第一項の登録を受けた日から五年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者のうち既に介護支援専門員証の交付を受けている者を除く。）は、交付申請書に法第六十九条の七第二項の研修を修了した旨の証明を受け、又は交付申請書に当該研修を修了した旨の証明書を添付しなければならない。
- 3 法第六十九条の三の規定による登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、第一百十三条の十の登録の移転に係る申請書と交付申請書を併せて、提出しなければならない。この場合において、交付申請書には前二項に掲げる事項は記載することを要しないものとする。

（介護支援専門員証の記載事項及び様式）

第一百十三条の二十一 介護支援専門員証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 介護支援専門員の氏名及び生年月日
 - 二 登録番号
 - 三 介護支援専門員証の交付年月日
 - 四 介護支援専門員証の有効期間の満了する日
- 2 介護支援専門員証の様式は、様式第十号によるものとする。

（介護支援専門員証の交付の記載）

第一百十三条の二十二 都道府県知事は、介護支援専門員証を交付したときは、交付年月日及び有効期間の満了する日を介護支援専門員資格登録簿に記載するものとする。

（介護支援専門員証の書換え交付）

- 第一百十三条の二十三** 介護支援専門員は、その氏名を変更したときは、法第六十九条の四の規定による変更の届出とあわせて、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書により行うものとする。
- 3 介護支援専門員証の書換え交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

（登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付）

第一百十三条の二十四 法第六十九条の三の規定による登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があった場合における介護支援専門員証の交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

（介護支援専門員証の再交付等）

- 第一百十三条の二十五** 介護支援専門員は、介護支援専門員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた都道府県知事に介護支援専門員証の再交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書を提出しなければならない。
- 3 汚損又は破損を理由とする介護支援専門員証の再交付は、汚損し、又は破損した介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。
- 4 介護支援専門員は、介護支援専門員証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに、発見した介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（介護支援専門員証の有効期間の更新）

- 第一百十三条の二十六** 介護支援専門員証の有効期間の更新の申請は、新たな介護支援専門員証の交付を申請することにより行うものとする。
- 2 前項の新たな介護支援専門員証の交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに行うものとする。
- 3 第一百十三条の二十第一項及び第二項の規定は、第一項の交付申請について準用する。

試験会場案内図

- ※ 試験会場に受験者用の駐車場はありません。
公共交通機関や会場付近の有料駐車場を利用してください。
- ※ 試験会場への自家用車での送迎は可能です。
- ※ 送迎車を含め、周辺の商業施設には、駐車しないでください。店舗や利用者に迷惑をかけることになり、営業妨害などで罰金を請求される場合があります。また、送迎車による周辺道路上での待機は交通の妨げとなり危険ですので、ご遠慮ください。
- ※ 試験会場は、事情により他に追加する場合があります。

四国大学

徳島市応神町古川戎子野123-1

交通機関

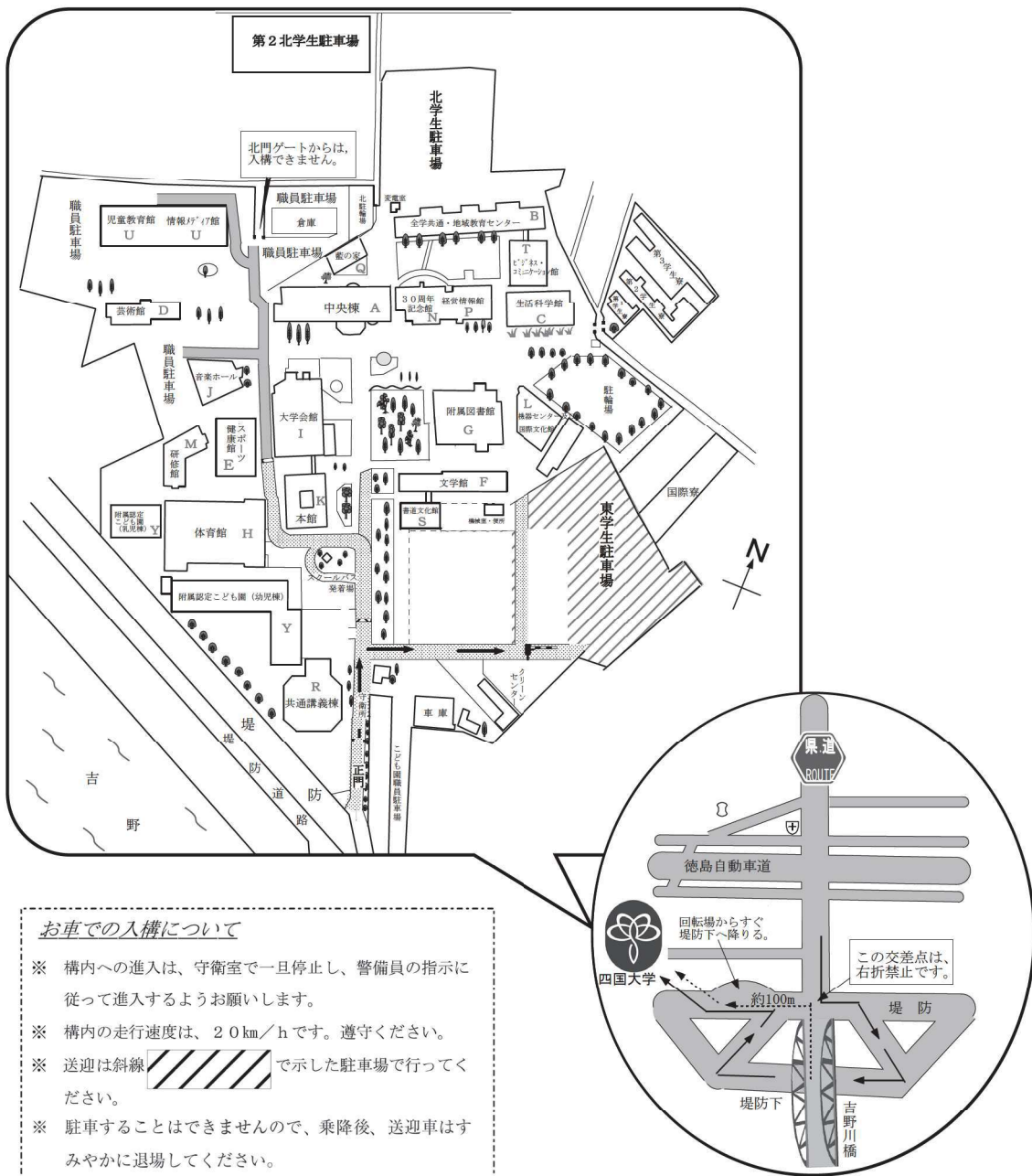
JR徳島駅前から

徳島市バスを利用


徳島バスを利用

○「四国大学前」下車 徒歩約5分

(徳島駅からの所要時間は約30分)



お車での入構について

- ※ 構内への進入は、守衛室で一旦停止し、警備員の指示に従って進入するようお願いします。
- ※ 構内の走行速度は、20 km/hです。遵守ください。
- ※ 送迎は斜線  で示した駐車場で行ってください。
- ※ 駐車することはできませんので、乗降後、送迎車はすみやかに退場してください。